

# 巡回支援専門員を活用した 効果的な子育て支援のために

地域の子育て支援や  
保育等の現場で困った際には、  
巡回相談支援が活用できます！



## ■巡回相談支援とは？

- 巡回相談支援とは、地域の一般的な子育て支援施設に、相談員が直接訪問し、保育や子どもへの対応について助言などを行い、支援することです。
- 発達障害やその特性のある子どもを、ひとつの施設や療育機関だけで抱え込むのではなく、地域全体で支えていく「インクルーシブな支援」のひとつになります。

## 巡回支援専門員とは？

- 厚生労働省における発達障害者支援施策のひとつとして、2011年に始まった事業に位置づけられた専門員です。
- 巡回支援専門員整備事業は、任意の市町村事業として設定されており、支援を行うために必要な経費の一部が補助されます。
- 「発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う」ことが事業内容です。



## ■巡回相談支援はどのような人が行っているの？

- 地域で独自に巡回相談支援を行っている場合には、相談員は各地域で決められています。
- 巡回支援専門員整備事業においては、専門員とは、「発達障害等に関する知識を有する」者とされ、具体的には、「医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者。障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者。学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又は、これに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者」とされています。

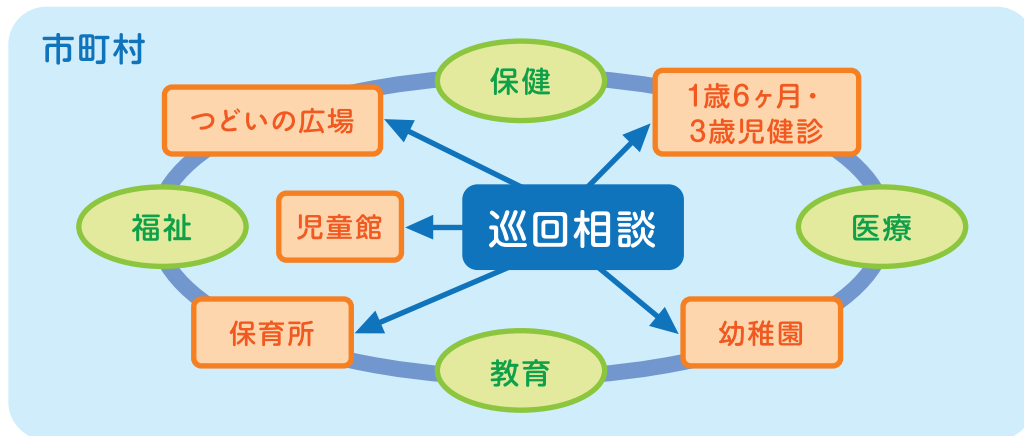


図 市町村における巡回相談の活動例（厚生労働省資料より）

## ■巡回相談でこういうことができます！

### ① 子どもの発達支援・相談

保育所や子育て支援センター、学校等を訪問し、子どもたちの様子を見たり、一緒に遊んだりしながら、子どもの発達の様子を把握し、保護者や支援者の相談にのることができます。子どもの発達状況や適応行動の様子を客観的に把握することで、具体的な子どもの支援の方向性がわかります。

### ② 保護者支援・相談

保育所や子育て支援センター、学校等を訪問し、子どもの状況を把握したうえで、保護者の不安や困り感を聴き、発達支援の方向性を提案することができます。また、ペアレント・プログラムを地域で実施して、保護者が楽しい子育てをできるようにサポートすることができます。

#### 保護者支援のワンポイント！～ペアレント・プログラム～

ペアレント・プログラムは、子育てに悩む保護者を支援するための、全6回のグループ・プログラムです。ワークを通して、①子どもと保護者自身の「行動」を客観的にとらえること、②できないことを叱るのではなく、今できている行動をほめていくこと、③保護者同士が仲間を見つけること、という3つの目標の達成を目指します。子育ての悩みを整理し、保護者の抑うつを軽減する効果が示されたプログラムです。

### ③ 支援者支援・施設へのコンサルテーション

保育所や子育て支援センター等だけでなく、児童発達支援事業所等や、学校等を訪問し、子どもが生活する生活環境（教室等）を暮らしやすい、刺激に混乱することのない、理解しやすい環境にするための工夫や、子どもに合った遊びを提案することができます。

日常的に子どもを担当する支援者（保育士等）に対して、子どもの発達状況や適応行動の様子を客観的に把握する方法を提示し、子どもの発達を支援し、楽しい毎日を創り出すための具体的な関わり方を、子どもに合った形で伝えられます。また、個別の支援計画の作成や支援の実施の方向性の助言をすることができます。



#### 支援者支援を通した本人支援のワンポイント! ～JASPER (ジャスパー)～

JASPERは、対人コミュニケーションの困難や発語の少なさなどの課題をもつ子どもに対して、遊びを通して、子どもの共同注意（他者と物事を共有する視線や行動）や要求行動に働きかけ、自発的な他者への関わりを伸ばしていく支援技法です。アメリカのカリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）における自閉症スペクトラムの早期支援の研究の中で効果が確認されています。共同注意と遊びをチェックするためのアセスメントも行います。子どもが活動に集中しやすい場所のセッティング、適切なおもちゃの選択、効果的な遊びの提示方法などを支援者が理解できると、施設内の日常生活でほかの子どもに対しても効果的な関わりを行うチャンスが広がります。

### ④ 機関連携・つなぎ

巡回相談担当者は、地域内の施設を巡回し相談活動を行うことができます。保健・医療・福祉・教育の各施設がそれぞれの専門性をもって支援を行い、巡回相談担当者が各機関の専門性を尊重しつつ、子どもの特性や行動の理解、支援方法を、機関を越えて「橋渡し」することで、ライフステージを通した「切れ目のない支援」を実現することができます。



図 地域における子ども・保護者への継続的な支援体制の例

# 障害があってもなくても子どもに 必要な発達支援をとどけるために — 巡回相談支援を活用しよう! —

巡回支援専門員整備事業は市町村の制度となっています。規模の小さい市町村では、単独で巡回支援専門員の確保が最初からはむずかしい場合もあるでしょう。現在、都道府県の発達障害者支援体制整備事業等もありますので、現実的な人的資源を考えつつ、可能な事業を行っていきましょう。基本的に、子育て支援等の発達支援は市町村で行っていくものですので、ペアレント・プログラム等の研修が受けやすいものから始めて、市町村で巡回支援専門員を養成していくことが求められます。巡回支援専門員ではなく、同じ役割を巡回支援専門員ではなく、子育て支援の相談員等が担う場合もあるでしょう。

どの子どもにも必要な発達支援をとどけるためには、乳幼児健診を経て医療機関で診断を受け支援を受けるという医療モデルではなく、子育ての悩みを持つ保護者に日常的な場で自然に支援が提供され、子どもの発達支援と保護者支援を実現していく、社会モデルでの支援が必要です。子どもの適応行動（子どもができていくこと）をしっかりと把握し、できる行動をほめていくことで、子どもの発達が促進されます。客観的に子どもの発達状況や適応行動を把握していくことから支援がスタートされますので、市町村に巡回支援専門員がいることで、子どもに障害があってもなくても、子育ての悩みや困り感がある場合に保護者が前向きな子育てをできるように方向づけていくサポートができます。

市町村で、巡回支援専門員、あるいは、子育て支援の中での発達相談員や専門性のある保育士等が養成されるよう、保護者向けのペアレント・プログラム等や、子どもの社会性や言語機能を発達促進していくJASPER等の、取り組みやすい支援を保育所や子育て支援センター、あるいは児童発達支援事業所等が始められるように、市町村で取り組んでいくことが大切です。

平成29年度 厚生労働省 障害者総合福祉推進事業  
「巡回支援専門員による効果的な子育て支援プログラムに関する調査とその普及」



特定非営利活動法人  
**アスペ・エルデの会**

〒452-0821 名古屋市西区上小田井2丁目187番地 メゾンドボニー小田井201号室  
E-mail info@as-japan.jp <http://www.as-japan.jp>